

## 要 旨

### 1. 中国農業遺伝子組換技術の発展、規制および遺伝子組換農産物貿易

中国では、1980年代から遺伝子組換技術の研究開発が進められるようになり、商業的栽培が行われるようになったのは1996年からである。同年の栽培面積は11.25万ヘクタールであったが、その後急速に拡大して2004年には310万ヘクタールとなり、世界の遺伝子組換作物栽培面積の4.5%を占めている。作物別では、遺伝子組換綿花が最も多く、遺伝子組換綿花栽培面積は、中国綿花栽培面積の7割を占める。

このように、現在の中国での遺伝子組換作物の生産は非食用農作物が中心であり、食用農作物の商業化生産については慎重である。遺伝子組換稲は、すでに1999年から安全評価試験が行われ、2005年には商業化生産の申請も提出されているが、現在まで許可は出されていない。

中国国内の遺伝子組換作物に関する規制については、2001年の「農業遺伝子組換生物安全管理条例」が基本法規となっており、各種関係法規の整備が進められている。カルタヘナ条約には2005年に加入した。

一方で、中国は、世界でも主要な遺伝子組換農産物輸入国である。1996年以来、中国は大豆、ナタネ、それらの低加工品を輸入してきており、輸入量は年々増加している。中国の大豆輸入量は2005年で2659万トンであり、そのほとんどをアメリカ、ブラジル、アルゼンチンに依存している。

### 2. 【補論】中国の植物新品種保護制度の動向

中国は1997年に植物新品種保護の基本法令として「植物新品種保護条例」を制定し、1999年にUPOV加盟国（1978年条約への加盟国）となった。

中国の品種当局は、永年性植物以外の植物は原則として農業部、永年性植物は国家林業局である。また、農業部には、栽培試験の実施機関として「植物新品種テストセンター」等が設置され、審査、運営体制の整備が進められている。

中国での出願は2004年に1000件を超え、EU、日本、アメリカに次いで世界4位となった。植物種類別では食糧等の主要作物が約9割を占める。また、出願者別では、政府系の科学研究組織が最も多い。

植物新品種の権利救済制度について、新品種保護条例では、品種権侵害と品種名盗用の2つの場合を規定している。品種権侵害の場合には品種権者または利害関係人が省級以上の人民政府または直接人民法院に訴えを提起し、品種名盗用の場合には県級以上の人民政府が職権で処分行為を行う。中国では、品種権侵害に対する訴えが多数提起され、請求が認容された事例も少なくない。

### 3. 特別研究会「農業バイオテクノロジーをめぐる政策と倫理」

農業バイオテクノロジーをめぐる政策においてベースとなっている規範には3種類のものが考えられる。すなわち、①功利主義、②平等主義、③ロマン主義であり、どの規範に依拠するかによってバイオテクノロジーの規制も大きく異なってくる。特に表示制度に関しては、功利主義と平等主義との対立が広く存在する。

なぜ GMO の問題が論争的になっているかという点であるが、報告者の見解では単一の要因にのみ帰属させることはできないと考えられる。GMO が有する環境や食品におけるリスク、知的所有権の問題、規制制度のあり方、農業生産や社会への影響に対する懸念、自然に対する悪しき介入というイメージ（特に GM 動物）など様々な批判的論点が重層的かつ複雑にからみあいながら議論がなされていくことで、ついには全体として爆発的な論争を引き起こすことになったと考える。

アメリカと欧州との反応の違いについても諸説ある。第1に、規制当局に対する信頼度の相違が大きいという考え方。第2に、米欧でそれほど意見に違いはないという考え方（欧州各国における意見の幅の方が大きい）。第3は、違いがあるのは小売業者の方であるという考え方（表示規制の違いが背景に存在）。第4にアメリカが産業社会であるのに対して、欧州はリスク社会であるという考え方。すなわち、アメリカでは特に仕事の有無が年金や健康保険などの社会的リスクを左右するのに対して、欧州では仕事の有無とこうしたリスクが直結せず、環境などのリスクに注意が向けられやすいという傾向がある。